

○羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準

平成17年 2月22日羽企広発第12870号

改正 平成31年 4月25日羽企総発第1277号

(目的)

第1 この基準は、羽村市情報公開条例（平成15年条例第23号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、審議会等の会議録の作成及び公表等について、必要な事項を定め、もって市政情報の公開を図り、市政への市民参画の推進に資することを目的とする。

(会議録の作成等)

第2 羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針（以下「指針」という。）第2に規定する審議会等（以下「審議会等」という。）の会議を開催したときは、その会議の内容を記録するものとする。

2 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載し、会議終了後速やかに調製するものとする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 出席者及び欠席者の氏名
- (4) 会議に付した案件
- (5) 会議の内容
- (6) その他当該会議において必要と認めた事項

(会議内容の記録方法等)

第3 第2第2項(5)に規定する会議の内容についての記録方法は、あらかじめ審議会等の長が当該会議に諮り、決定するものとする。

(会議録の様式)

第4 会議録は、別記様式に準じて作成するものとする。

(会議録の公表等)

第5 会議録は、決裁後速やかに、審議会等を所管する課の窓口で閲覧に供するとともに、市のホームページへの掲載により公表するものとする。ただし、当該会議録の記載事項の公表等について法令若しくは条例で別段の定めがあるとき又は記載事項が条例第7条各号に規定する不開示情報に該当するときは、この限りでない。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成31年4月25日羽企総発第1277号）

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。